○つくばみらい市墓地等経営許可事務処理要領

平成１８年３月２７日

告示第８６号

（趣旨）

第１条　この告示は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号。以下「法」という。）第１０条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営等の許可事務に関し、法、茨城県墓地、埋葬等に関する法律施行条例（昭和６０年茨城県条例第３６号。以下「県条例」という。）及びつくばみらい市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成１８年つくばみらい市規則第７７号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　墓地等の経営許可事務の処理は、次の各号を基本として行うものとする。

（１）　墓地等の経営には、永続性と非営利性が確保されなければならないこと。

（２）　墓地等の経営主体は、地方公共団体とする。ただし、これにより難い事情がある場合には、この限りでない。

（３）　前号ただし書に該当する場合であっても、墓地等の経営主体は、墓地等の種別ごとに宗教法人、財団法人等に限るものとし、また、申請に係る墓地等の設置の必要性が十分に存在するものについて、その必要とする範囲内において許可するものとすること。

（墓地の種別）

第３条　墓地の種別は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　霊園墓地　地方公共団体、宗教法人又は財団法人が経営する墓地であって、墓地使用者について、信者、宗派を問わないもの

（２）　寺院墓地　宗教法人が自己の信者に使用させる目的で経営する墓地

（３）　共同墓地　字、自治会等地域共同体がその構成員にのみ使用させる目的で経営する墓地

（４）　個人墓地　墓地使用者自らが経営する墓地

（墓地の経営等の許可基準）

第４条　第２条第２号ただし書による墓地の経営主体は、次の者に限るものとする。

（１）　宗教法人

（２）　財団法人

（３）　共同墓地における地域共同体

（４）　個人墓地における墓地使用者

２　墓地の経営の許可は、次の各号に掲げる墓地経営の態様ごとに、それぞれ当該各号に掲げる要件を充足したものに限り与えるものとする。

（１）　宗教法人が寺院墓地を経営する場合

ア　当該墓地が当該宗教法人の宗教活動上必要であること。

イ　墓地の面積は、次条に定める基準によるものであること。

（２）　宗教法人が霊園墓地を経営する場合

ア　当該宗教法人の規則に宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第６条第１項に規定する公益事業として当該墓地の経営を行うことについて規定されていること。

イ　申請に係る土地が、自己の所有地であること。

ウ　市内に住民の墓地需要を充足することができる既存の墓地がなく、当市の住民の現在の墓地需要からみて、当該墓地の必要性が十分に存在すること。

エ　墓地の面積は、次条に定める基準によるものであること。

オ　当該墓地を経営するに足る財政的基礎及び組織体制を備えていること。

カ　確実な資金計画に基づく墓地造成計画及び墓地に関する適切な管理運営計画が策定されていること。

（３）　財団法人が墓地を経営する場合

ア　他の都道府県知事の所管に属する財団法人でないこと。

イ　墓地の経営を目的として設立された財団法人であること又は事業として墓地を経営することについて寄附行為に規定している財団法人であること。

ウ　申請に係る土地が自己の所有であること。

エ　市内及びその周辺に住民の墓地需要を充足することのできる既存の墓地がなく、当該墓地の必要性が十分に存在すること。

オ　墓地の面積は、次条に定める基準によるものであること。

カ　当該墓地を経営するに足る財政的基礎及び組織体制を備えていること。

キ　確実な資金計画に基づく墓地造成計画及び墓地に関する適切な管理運営計画が策定されていること。

（４）　共同墓地を経営する場合

ア　申請に係る地域共同体の構成員が、本市及び本市に隣接する市の区域内において既存の墓地を求めることができないこと。

イ　当該墓地を経営しようとする地域の交通等の事情から見て、当該墓地の必要性が十分に存在すること。

ウ　墓地の面積は、次条に定める基準によるものであること。

（５）　個人墓地を経営する場合（墓地の経営の許可を受けた者が死亡した場合において、民法（明治２９年法律第８９号）第８９７条の規定により当該墓地の所有権を承継した者が引き続き経営する場合を除く。）

ア　災害の発生又は公共事業の施行により墓地を移転することが必要となった場合において、墓地使用者が本市及び本市に隣接する市の区域内において既存の墓地を求めることができないこと。

イ　当該墓地を経営しようとする者が居住する地域の交通等の事情から見て、当該墓地の必要性が十分に存在すること。

ウ　墓地の面積は、次条に定める基準によるものであること。

３　墓地の拡張に係る区域の変更の許可については、前項の規定を準用するものとする。

４　墓地の縮小に係る区域の変更又は墓地の廃止の許可は、縮小し、又は廃止される部分の墳墓についてすべて改葬が完了している場合に限り与えるものとする。ただし、縮小又は廃止に係る墓地について、当該墓地の経営の許可を受けている者が承継する場合には、この限りでない。

（墓地の面積等）

第５条　墓地の面積は、次の各号によるものとする。この場合において、墓地の面積は、１６．５平方メートルに墳墓の数を乗じて得た面積を上限とする。

（１）　寺院墓地は、墓地の使用を希望する信者のための墳墓を設置するのに必要な面積であること。

（２）　宗教法人が経営する霊園墓地は、本市の住民の現在の墓地需要を充足するために必要な数の墳墓を設置するのに必要な面積を超えないものであること。

（３）　財団法人が経営する墓地は、おおむね５年以内における墓地需要を充足するために必要な数の墳墓を設置するのに必要な面積を超えないものであること。

（４）　共同墓地は、地域共同体の構成員で墓地の使用を希望する者のための墳墓を設置するのに必要な面積であること。

（５）　個人墓地は、墓地使用者の墳墓を設置するのに必要な面積であること。

２　１墳墓当たりの面積は、３平方メートル以上１２平方メートル以下とする。ただし、他の墳墓との間に著しい格差を生じない場合には、３平方メートル未満でもよい。

３　墓地面積に対する墳墓設置面積は、墓地面積を次の表の左欄に掲げる面積の部分に区分し、各区分ごとの面積に順次同表の右欄に掲げる率を乗じて得た面積を合計した面積以下とする。

墓地面積	割合
５，０００平方メートル以下の面積の部分	４分の３
５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下の面積の部分	２分の１
１０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以下の面積の部分	３分の１
１００，０００平方メートルを超える面積の部分	４分の１

（墓地の経営の許可に当たっての留意事項）

第６条　墓地の経営（区域の拡張を含む。以下この条において同じ。）の許可事務の処理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）　宗教法人における寺院墓地の経営の許可事務

ア　当該墓地が当該宗教法人の信者のみを対象としているものか否か等その経営の実態について審査する。

イ　墓地の面積は、墓地使用希望者名簿と信者名簿とを十分照合した上判断する。

（２）　宗教法人における霊園墓地の経営の許可事務

ア　第４条第２項第２号アの要件を満たしていることを当該宗教法人の規則により確認する。

イ　第４条第２項第２号イの要件を満たしていることを申請に係る土地の登記事項証明書により確認する。

ウ　当該墓地の必要性の有無及び墓地の面積の決定に当たっては、申請者から提出された資料は参考程度にとどめ、許可権者において行った墓地需要動向調査結果に基づいて判断する。

エ　第４条第２項第２号オの要件を満たしていることを当該宗教法人の財産目録、貸借対照表、収支決算書及び信者名簿等により確認する。

オ　第４条第２項第２号カの要件を満たしていることを墓地造成計画に係る資金計画書及び経費見積書、墓地の管理運営に関する計画書並びに墓地の経営に関する収支予算書により確認する。

（３）　財団法人における墓地の経営の許可事務

ア　第４条第２項第３号アの要件を満たしていることを当該財団法人に対する設立許可指令書（許可権者、許可年月日、指令番号）により確認する。

イ　第４条第２項第３号イの要件を満たしていることを当該財団法人の寄附行為により確認する。

ウ　第４条第２項第３号ウの要件を満たしていることを申請に係る土地の登記事項証明書により確認する。

エ　当該墓地の必要性の有無及び墓地の面積の決定に当たっては、申請者から提出された資料は参考程度にとどめ、許可権者において行った墓地需要動向調査結果に基づいて判断する。

オ　第４条第２項第３号カの要件を満たしていることを当該財団法人の財産目録、賃借対照表、収支決算書等により確認する。

カ　第４条第２項第３号キの要件を満たしていることを墓地造成計画に係る資金計画書、経費見積書及び墓地の管理運営に関する計画書並びに墓地の運営に関する収支予算書により確認する。

（納骨堂の経営等の許可基準等）

第７条　納骨堂の経営等の許可基準及び許可事務の処理に当たっての留意事項については、第４条及び前条の規定を準用するものとする。

（火葬場の経営等の許可基準等）

第８条　第２条第２号ただし書による火葬場の経営主体は、次の者に限るものとする。

（１）　宗教法人

（２）　財団法人

２　火葬場の経営の許可要件については、第４条第２項の規定を準用するものとする。

３　火葬場の経営等の許可事務の処理に当たっての留意事項については、第６条の規定を準用するものとする。

（許可条件）

第９条　市長は、墓地等の経営等の許可を与えるに際して必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。

（許可指令書の交付）

第１０条　市長は、墓地等の経営等の許可を与えるときは、申請者に経営許可指令書（様式第１号）又は変更許可指令書（様式第２号）を交付する。

２　市長は、県条例第７条の規定による廃止の許可を与えるときは、廃止許可指令書（様

式第３号）を交付する。

（変更の届出）

第１１条　市長は、墓地等の経営の許可を与えたときは、経営者に対し次の事項を指示する。

（１）　経営者は、墓地等の経営許可事項のうち、次のいずれかに変更を生じたときは、許可指令書を添えて許可事項変更届（様式第４号）を提出すること。

ア　経営者の氏名又は住所（法人又は共同墓地における地域共同体（以下「法人等」という。）にあっては、名称又は所在地）

イ　法人等の代表者の氏名

ウ　墓地等の名称

エ　墓地等の改装工事等

オ　その他拡張、縮小を伴わない変更事項

（２）　前号の場合において、アに規定する事項を変更したときは、宗教法人又は財団法人にあっては当該法人の登記事項証明書、共同墓地にあっては当該地域共同体の総会の議事録等の変更の事実を証する書類を添付すること。

（墓地等の経営許可申請書等の添付書類）

第１２条　細則第２条第２項第９号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　墓地等の計画内容説明書

（２）　第１４条第２項第２号に規定する同意書

（３）　寺院墓地にあっては、信者名簿及び墓地使用希望者名簿

（４）　霊園墓地にあっては、墓地需要状況説明書

（５）　共同墓地にあっては、墓地使用希望者名簿及び共同墓地組合規約等

（６）　申請に係る土地について所有権を取得していないときは、その土地を使用することについての土地所有者の承諾書

（７）　建設又は造成工事に関する資金計画書、経費見積書及び収支予算書

（８）　管理運営に関する計画書

（９）　細則第２条第２項第７号及び第８号に規定する許可書等のほか、他の法令による許可、認可等が必要な場合には、当該許可書等の写し

（１０）　当該地に隣接する地権者の同意書及び周辺の地権者に対して実施した説明会の議事録

２　細則第３条第２項に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　墓地等の変更計画内容説明書

（２）　墓地の拡張に係る区域の変更、納骨堂の増築に係る施設の変更又は火葬場の施設の変更の許可申請にあっては、前項第２号から第９号までの書類

（３）　墓地の区域又は納骨堂の施設の縮小に伴う変更の許可申請にあっては、第４条第４項ただし書（第７条において準用する場合を含む。次項第１号において同じ。）に該当する場合を除き、改葬が完了したことを証する墓地又は納骨堂の管理者の証明書

（４）　経営許可指令書の写し

３　細則第４条第２項に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　第４条第４項ただし書に該当する場合を除き、改葬が完了したことを証する墓地又は納骨堂の管理者の証明書

（２）　経営許可指令書の写し

（みなし許可に係る届出書の添付書類）

第１３条　細則第５条第２号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　細則第２条第２項第１号及び第３号に規定する書類

（２）　共同墓地にあっては、共同墓地管理組合規約等

（県条例第３条ただし書の適用）

第１４条　県条例第３条ただし書（以下「３条ただし書」という。）の規定により、同条第１号の適用を除外することができる場合は、原則として次の各号の要件を充足する場合に限るものとする。

（１）　墓地等の設置予定地域における墓地等の需要状況から見て、当該墓地等が設置されなければ住民の墓地等の需要を賄うことができない事情があり、設置しようとする墓地等の必要性が相当程度に高く、当該墓地等が設置されることによって得られる利益と県条例第３条第１号の基準が緩和されることによって生ずる支障を比較衡量して、前者が後者を著しく上回るものと認められる場合

（２）　県条例第３条第１号の基準が緩和されることによって生ずる支障を除去し、又は緩和する措置が講じられ、その他の周囲の状況から支障がないと認められる場合

２　３条ただし書の規定を適用するに当たっては、次の各号に規定する意見書及び同意書を得るものとする。ただし、墓地等の設置計画が公示されるなど広く一般に周知された後に、道路、人家等が建設し、若しくは建築し、又は拡張されることにより県条例第３条第１号に該当しないものとなった場合には、この限りでない。

（１）　県条例第３条第１号に規定する国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川又は学校にあっては、支障がない旨の管理責任者の意見書

（２）　病院にあっては開設者、人家にあっては所有者及び使用者の同意書

（３）　申請地の隣接地主の同意書

３　前項第１号の意見書については市長が、前項第２号及び第３号の同意書については申請者が得るものとする。

（県条例第３条第１号に規定する距離）

第１５条　県条例第３条第１号に規定する学校、病院又は人家と墓地又は火葬場との距離は、学校、病院又は人家の敷地（建物、駐車場、庭その他の工作物の在する区域であって、その施設又は人家の利用に現に供されている範囲をいう。）から次の各号に規定する区域又は施設までの最短距離とするものとする。

（１）　墓地にあっては、その区域

（２）　火葬場にあっては、火葬炉が設置される施設

（補則）

第１６条　市長は、法又はその運用に対し疑義があるときは、県知事等に対し、必要な指導助言を求めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１８年３月２７日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の伊奈町墓地等経営許可事務処理要領（平成１４年伊奈町告示第３２号）又は谷和原村墓地等経営許可事務処理要領（平成１３年谷和原村告示第８０号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第10条関係)

経　営　許　可　指　令　書

第　　号

住所(法人等にあっては、事

氏名(法人等にあっては、名

年　　月　　日付けで申請があった　墓　地
納骨堂
火葬場　の経営につい

関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により、次の

年　　月　　日

つくばみらい市長

1　墓　地
納骨堂
火葬場　の名称

2　墓　地
納骨堂
火葬場　の所在地　　つくばみらい市

様式第2号(第10条関係)

変　更　許　可　指　令　書

第　　号

住所(法人等にあっては、事

氏名(法人等にあっては、名

墓　地
年　月　日付けで申請があった　納骨堂　の変更につい
火葬場
関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、次の

年　月　日

つくばみらい市長

墓　地
1　納骨堂　の名称
火葬場

墓　地
2　納骨堂　の所在地　　つくばみらい市
火葬場

様式第3号(第10条関係)

廃　止　許　可　指　令　書

第　　号

住所(法人等にあっては、事

氏名(法人等にあっては、名

墓　地
年　　月　　日付けで申請のあった　納骨堂　の廃止につ
火葬場
に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、次

年　　月　　日

つくばみらい市長

墓　地
1　納骨堂　の名称
火葬場

墓　地
2　納骨堂　の所在地　　つくばみらい市
火葬場

様式第4号(第11条関係)

許　可　事　項　変　更　届

つくばみらい市長　　様

住所(法人等にあっては、事

氏名(法人等にあっては、名

墓　地
納骨堂　の経営許可事項を次のとおり変更したので届け出しま
火葬場

墓　地
1　納骨堂　の名称
火葬場

墓　地
2　納骨堂　の所在地　　つくばみらい市
火葬場

様式第１号（第１０条関係）

様式第２号（第１０条関係）

様式第３号（第１０条関係）

様式第４号（第１１条関係）